

港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶のびよう泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年6月26日

苫小牧港長



苫小牧港第4区におけるびよう泊の禁止について

苫小牧港第4区の一部海域において、海底に観測用ケーブルを敷設して三次元弾性波探査が行われることに伴い、船舶交通の安全のため、下記のとおり船舶のびよう泊を禁止（当該探査作業に従事する船舶、港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期間及び区域

(1) 令和6年7月13日から令和6年7月16日までの間

次のA点からD点までを順次結んだ線に囲まれた海域

A点 北緯42度37分20秒 東経141度38分28秒

B点 北緯42度37分20秒 東経141度39分10秒

C点 北緯42度36分17秒 東経141度39分10秒

D点 北緯42度36分18秒 東経141度38分17秒

(2) 令和6年7月17日から令和6年7月18日までの間

次のA点からD点までを順次結んだ線に囲まれた海域

A点 北緯42度37分20秒 東経141度37分47秒

B点 北緯42度37分20秒 東経141度39分10秒

C点 北緯42度36分17秒 東経141度39分10秒

D点 北緯42度36分17秒 東経141度37分47秒

(3) 令和6年7月19日から令和6年7月22日までの間

次のA点からD点までを順次結んだ線に囲まれた海域

A点 北緯42度37分20秒 東経141度37分47秒

B点 北緯42度37分20秒 東経141度38分31秒

C点 北緯42度36分17秒 東経141度38分30秒

D点 北緯42度36分17秒 東経141度37分47秒

## 2 標識

(1) 令和6年7月13日から令和6年7月18日までの間、上記A点からD点の4地点には、白色灯火（2秒1閃光、13カンデラ）及びレーダー反射器付ボンデンが設置される。

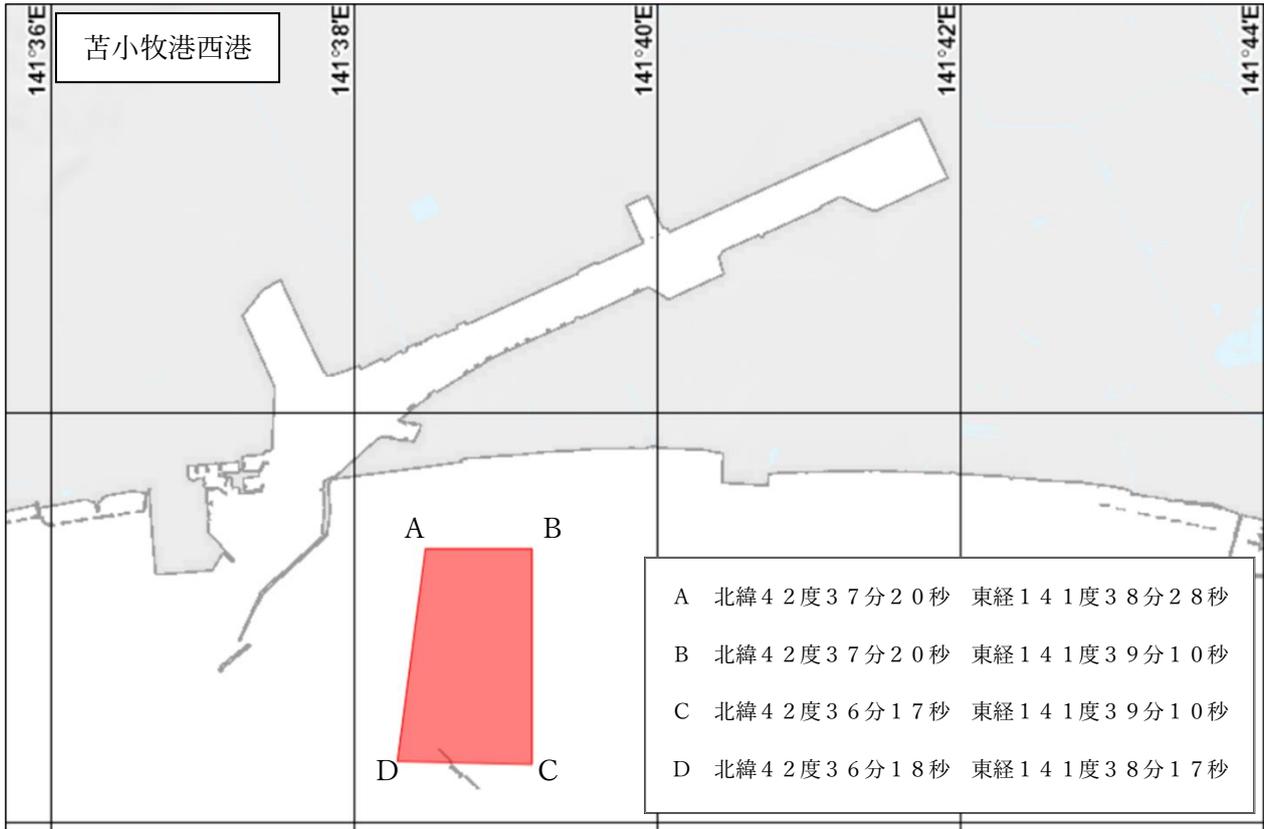
(2) 令和6年7月19日から令和6年7月22日までの間、上記A点、B点、D点の3地点には、白色灯火（2秒1閃光、13カンデラ）及びレーダー反射器付ボンデンが設置される。

## 3 監視船

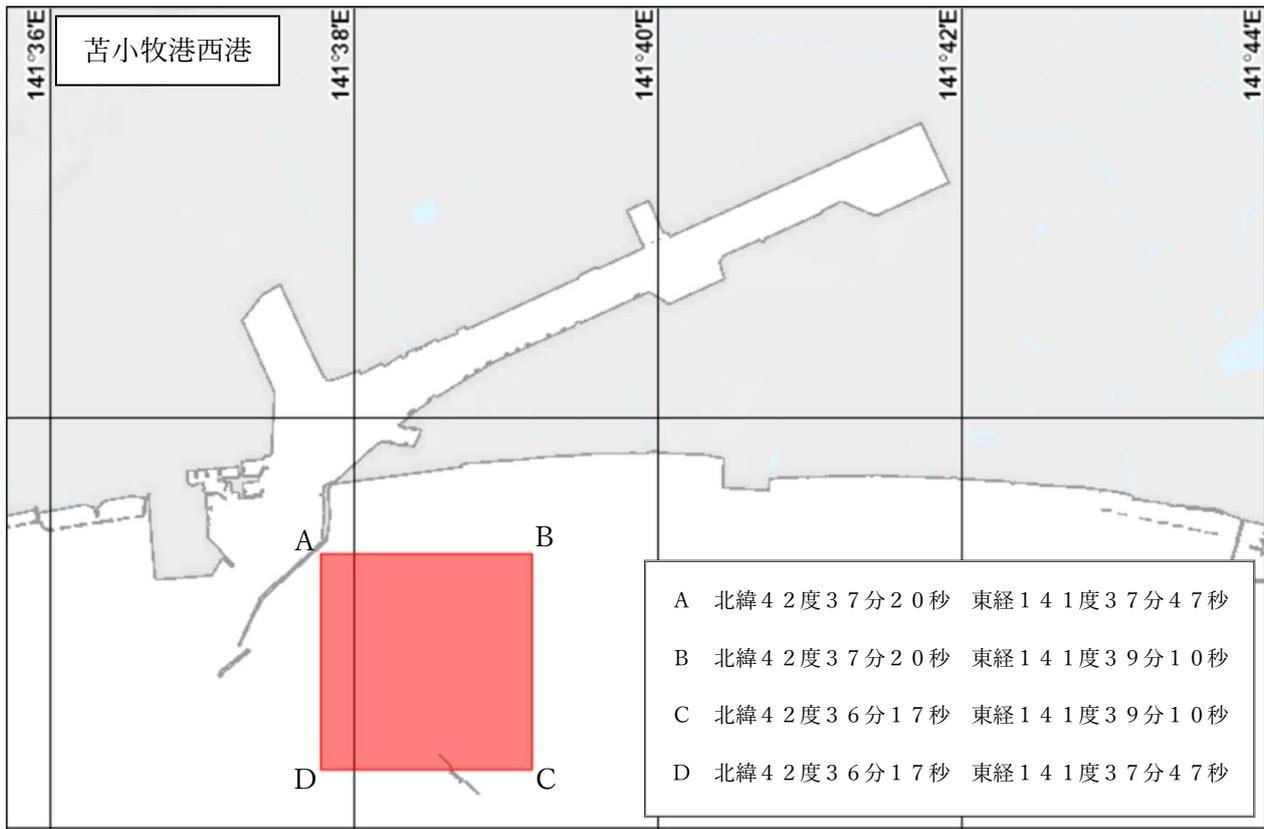
上記周辺海域には、監視船2隻が配備される。

びょう泊禁止区域（略図）

1 期間 令和6年7月13日から令和6年7月16日までの間



2 期間 令和6年7月17日から令和6年7月18日までの間



3 期間 令和6年7月19日から令和6年7月22日までの間

